

# 誓約書

## 殿

私は、貴殿に対し、貴殿と今後の婚姻生活を継続していくことに当たり、次のとおり誓約いたします。

### 第 1 条（貞操義務の遵守）

私は貴殿に対し、本日以降、婚姻中における貴殿に対する貞操義務を違反し、自ら夫婦関係を破綻させる浮気などの行為は一切しないことを誓約いたします。

### 第 2 条（慰謝料の支払いの誓約）

私が、前第 1 条の誓約事項を反故し、浮気などにより貴殿に対する貞操義務を犯して自ら夫婦関係を破綻させるような行為におよび、貴殿に精神的・肉体的苦痛を与えた場合には、貴殿に対し、金 万円以上の慰謝料支払義務があることを承認しました。

### 第 3 条（離婚の予約）

私は貴殿に対し、浮気などにより貴殿に対する貞操義務を違反し、自ら夫婦関係を破綻させるような行為に及んだ場合には、民法第 770 条第 1 項（裁判上の離婚原因）第 1 号に規定する「配偶者に不貞な行為があったとき。」に該当することを認め、無条件にて離婚を承諾するとともに、前条に定める慰謝料を直ちに支払うことをお約束いたします。

### 第 4 条（離婚届の使用）

私は貴殿に対し、万一、浮気などにより貴殿に対する貞操義務を違反し、自ら夫婦関係を破綻させるような行為に及んだ場合のために、予め署名押印した離婚届を貴殿に差入れ、貴殿がその離婚届を管轄 {区役所・市役所・町役場・村役場} に提出することに対して一切異議は申し立てません。

### 第 5 条（離婚時の義務）

万一、将来貴殿と離婚に至った場合には、定められた慰謝料の支払を滞りなくする為、転職、転居、その他について変更が生じた場合には、直ちに貴殿に書面により届け出るものとします。

- 私が前項の届け出義務を怠った場合において、貴殿が慰謝料請求に関して要した調査費用等は全額私が負担することを承諾します。
- 将来貴殿と離婚となり、貴殿が私の浮気相手等の第三者に慰謝料請求権を行使することとなった場合には、貴殿の慰謝料請求権行使に誠意をもって積極的に協力することをお約束いたします。

## 第 6 条（子の親権等）

万一、将来貴殿と離婚に至った場合には、私と、貴殿との間の（ ）の親権者を貴殿とし、貴殿が長女を監護養育することに予め同意いたします。

なお、本日以降に出生した子についても上記のとおりとします。

2. 前項の場合、私は貴殿に対し、離婚成立月の末日を第一回として が大学またはこれに準じる高等教育機関を卒業する月（ただし、大学等に進学しない場合は満 20 歳に達する月）までの間、養育費として 1 カ月当たり金 万円以上を毎月末日までに、貴殿の指定する金融機関に振込送金してお支払いすることをお約束いたします。

## 第 7 条（夫婦財産の処置）

私は貴殿に対し、私の所有する不動産、動産、預貯金、生命保険並びに有体動産その他一切の財産を、貴殿から要求があった場合には、すべて貴殿に贈与することを誓約します。

なお、貴殿が上記により、私の所有財産を貴殿名義の財産に変更する場合には、私の承諾は必要ありません。

2. 今後夫婦共有財産を取得する場合には、出来る限り貴殿の名義にするように努めることをお約束いたします。
3. 私は貴殿に対し、万一、将来貴殿と離婚に至った場合には、前 1、2 項により貴殿の所有となった財産に対して、離婚に基づく財産分与の請求権は、これを一切放棄いたします。

## 第 8 条（誓約事項）

私は貴殿に対し、今後の貴殿との結婚生活において下記の事項を誓約します。

- (1) 毎月の収支を明らかにし、家計の管理は貴殿にまかせること。
- (2) 病気等特別な場合を除き会社を欠勤せず仕事に精進すること。
- (3) 貴殿に対する尊敬・愛情の心を常に持ち、貴殿が健やかに暮らせるよう精一杯の努力を惜しまないこと。
- (4) 浮気並びに貴殿に浮気と誤解されるような行動は絶対にしないこと。
- (5) 暴力・暴言は絶対に振るわないこと。
- (6) 子供に対する教育に責任をもってあたること。
- (7) 炊事・洗濯・掃除等の家事を積極的に行うこと。
- (8) 飲酒はできるだけ控えめにし、付き合いは程々にすること。
- (9) パチンコ等のギャンブルを極力慎むものとし、月 2 回以上はしないこと。
- (10) 貴殿に無断でサラ金業者等から絶対に借金をしないこと。

本誓約書は、私の絶対に浮気行為をしないという強い意志を証明するため良心に従い作成したものであり、貴殿に今後一切ご迷惑をおかけしない証として、後日のため差し入れます。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印